（国家戦略特区制度の運用の原則）
国家戦略特区制度については、次の３点を運用の原則とする。
ア）情報公開の徹底を図り、透明性を十分に確保すること。
イ）スピードを重視し、法第29条に基づく国家戦略特別区域諮問会議(以下「諮問会議」という。)、法第７条に基づく国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。)及び国家戦略特別区域担当大臣の下に設置する国家戦略特区ワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。)の相互間の連携、国家戦略特別区域諮問会議令（平成25年政令第342号）で定める専門調査会の活用等により機動的運営を行っていくこと。
ウ）ＰＤＣＡサイクルに基づく評価を行い、評価に基づき国家戦略特区の指定の解除も含めた措置を適切に講ずること等により、国家戦略特区間の競争を促進すること。
（留意すべき点）
国家戦略特区の運用に当たっては、日本の経済成長に対して、国家戦略特区として指定された地域だけが努力するのではなく、日本全体で知恵を出す競争が促されるようにするとともに、各種制度との連携を図ること等により国家戦略特区の成果を日本全体に行き渡らせていくことが重要であり、また、地域の自主性や創意工夫が尊重され、地域が活性化されるよう留意する必要がある。
あわせて、国家戦略特区の取組に当たっては、民間活力を引き出すことが重要であり、事業や投資の推進役となるのは民間事業者であることに留意が必要である。

第二　国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

１．規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方
（規制改革の推進）
特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。
その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、ＰＤＣＡサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。
経済社会情勢が変化していく中、規制改革には終わりはなく、常に、地方公共団体、民間事業者等からの現場のニーズを把握し、必要な規制改革を強力に進めていくことが必要である。
（施策の総合的かつ集中的な推進）
国家戦略特区における取組の推進に当たっては、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るという目的に沿って、戦略的な継続性を持って、必要な規制の特例措置を複合的に活用するなど、国及び地方公共団体の政策資源を総合的かつ集中的に講ずることが重要である。

２．規制・制度改革等の施策の推進体制
①　内閣総理大臣主導の下、迅速で簡潔に実行できる体制の構築
日本経済の再興が喫緊の課題となっている中、国家戦略特区における取組をスピード感をもって強力に進めるため、内閣総理大臣主導の下、迅速で簡潔に実行できる体制を構築することが必要であり、こうした考え方から、諮問会議及び区域会議の構成員は、必要最低限の構成としているものである。
②　内閣官房及び関係府省庁の役割及び連携
国家戦略特区制度の推進に当たっては、内閣官房において、基本方針の案の作成(変更を含む。)に関する事務を行い、内閣府において、国家戦略特区を指定する政令案の作成、諮問会議の庶務、規制の特例措置等の提案の受付、法第６条に基づく国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する方針（以下「区域方針」という。)の策定、区域会議の庶務、法第８条に基づく国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。)の認定その他の法に基づき内閣総理大臣又は国家戦略特別区域担当大臣が行うこととされている事項に関する事務を行う。
内閣官房及び内閣府は、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。)の施策間の総合的な調整を図るものとする。その際、国家戦略特別区域担当大臣は、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第12条に基づき、関係府省庁の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができることとされている。
国家戦略特区を政府一体となって推進する体制の構築が重要であることから、関係府省庁は、所掌事務の縦割りの弊害に陥ることなく、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、国家戦略特区における法第６条第２項第１号の目標の達成に向け、必要な施策を集中的に講ずるなど最大限努力するものとする。
また、関係府省庁の長については、迅速で簡潔に実行できる体制を構築する観点から諮問会議及び区域会議の必須の構成員とされていないが、事業及び規制の特例措置を所管している専門的な立場から、法第７条第３項又は第33条第２項の規定により必要に応じて諮問会議又は区域会議への参加を求めることとしているほか、法第８条第９項の規定により内閣総理大臣による区域計画の認定の際同意を求めることとしている。
③　国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議
⑴　国家戦略特別区域諮問会議
（諮問会議の役割）
諮問会議は、国家戦略特区に関する重要事項について調査審議する役割を担うものとして、法第５章に規定されるとともに、内閣府設置法第18条第２項の「別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる重要政策に関する会議で本府に置かれるもの」として位置付けられるものである。
諮問会議の所掌事務は、法第30条の規定により、以下のとおりである。
ア）国家戦略特区の指定に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
イ）基本方針に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
ウ）区域方針に関し、内閣総理大臣に対して意見を述べること。
エ）区域計画の認定に関し、内閣総理大臣の求めに応じて意見を述べること。
オ）法第37条第２項に規定する雇用指針の作成に関し、意見を述べること。
カ）ア）からオ）に掲げる事項のほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、国家戦略特区における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関する重要事項について調査審議すること。
（構成員の基本的考え方）
諮問会議の構成員については、こうした諮問会議の役割に鑑み、経済社会の構造改革の推進による産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に関し優れた専門的知識と経験を有する民間有識者を加えることとし、内閣総理大臣主導の下、迅速で簡潔に実行できる体制を構築する観点から、諮問会議の議長を内閣総理大臣とした上で、議員を法第33条に掲げる者に限定しているものである。
また、議員である国務大臣以外の国務大臣については、当該国務大臣が所管する行政分野に関する議案について調査審議する場合をはじめとして必要なときには、議長である内閣総理大臣が適切に判断し、当該国務大臣を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができることとしており、専門的な立場から意見を述べる機会を確保するものとする。
（運営に係る基本的な事項）
諮問会議の運営に当たっては、調査審議の公平性・中立性を確保することが極めて重要である。このため、諮問会議に付議される調査審議事項について直接の利害関係を有する議員については、当該事項の審議及び議決に参加させないことができることとするなど、諮問会議における調査審議が公平かつ中立的に行われるよう留意する。
併せて、調査審議の公平性・中立性を確保するため、諮問会議における審議の内容及び資料は、原則として公表することとし、議事要旨の公表及び一定期間経過後の議事録の公表を行い、透明性を高めることが必要である。